

## 添付資料４ 計画平面図（想定）の解説（参考）

### 【添付図面】

- ・ 図４－１ 事業範囲内の雨水に関する排水計画図（想定）
- ・ 図４－２ 事業範囲内の雨水に関する直接放流面積（想定）
- ・ 図４－３ 事業範囲内の雨水排水流域図（想定）
- ・ 図４－４ 事業範囲外の雨水に関する排水計画図
- ・ 図４－５ 事業範囲外の雨水に関する排水計画図（埋設高）
- ・ 図４－６ 土地利用事業及び工場立地法における緑化範囲（想定）
- ・ 図４－７ 計画平面図（想定）の詳細図
- ・ 図４－８ 進入道路（想定）の詳細図
- ・ 図４－９ 調整池 A 周辺の詳細図

### 【添付資料】

- ・ 資４－１ 水利計算書
- ・ 資４－２ 沼津市開発許可指導技術基準
- ・ 資４－３ 特定工場届出の手引き
- ・ 資４－４ 経済産業省「工場立地法 F A Q 集」
- ・ 資４－５ 大型ブロックの詳細

### 【添付図面に関する説明】

#### ○事業範囲内の雨水に関する排水計画図（想定） ≪図４－１、資４－１≫

図４－１は、本市が想定した計画平面図（想定）に基づく、事業範囲内の雨水排水計画図です。事業範囲内の雨水は、原則、調整池へ排水する計画としており、本市の造成工事にて、調整池周辺水路の施工を行います。一方、事業用地南側の範囲については、施設配置計画の自由度を高めるため、本市の造成工事では水路の施工は行いませんので、本市が施工した水路へ接続するための水路を設け、調整池へ導水してください。

#### ○事業範囲内の雨水に関する直接放流面積（想定） ≪図４－２、資４－１≫

図４－２は、本市が想定した計画平面図（想定）において、調整池へ導水が困難な箇所を示したものです。直接放流可能な面積の上限は、約 1,570m<sup>2</sup> であり、計画平面図（想定）では、1540m<sup>2</sup> を見込んでおります。計画平面図（想定）を変更する際は、直接放流可能な面積が上限を超える

ことがないようご注意ください。

#### ○事業範囲内の雨水排水流域図（想定） 《図4－3、資4－1》

図4－3は、計画平面図（想定）に基づく、事業範囲内の雨水排水計画について、各水路の排水流域（集水範囲）を示したものとなります。この排水流域を基に資4－1の水利計算書を作成しておりますので、各水路に接続可能な流量についてはこちらをご確認ください。

#### ○事業範囲外の雨水に関する排水計画図 《図4－4、図4－5》

図4－4は、事業範囲内を通過させる事業範囲外からの雨水の範囲を示したものです。事業範囲外の雨水については、南側のエリアと北側のエリアの2系統に分け、調整池を通さず、直接既存の水路へ排水する計画です。その際、事業範囲の周囲に設置する待ち受け擁壁の外側に側溝を設置し、そこへ集水し、その後、事業範囲内の排水管（管渠）にて既存の水路へ導水します。

南側エリアの事業区域外の排水については、市道0245号線内の側溝に接続し、外原排水路へ導水します。また北側のエリアの事業範囲外の雨水については、調整池からの余水吐水路と合流させ、外原排水路へ導水します。埋設深さについては、図4－5をご確認ください。なお、建設工事を行う際に支障きたす場合は、適宜、事業者にて移設等を行なうことも可能です。

#### ○土地利用事業における緑化範囲（想定） 《図4－6、資4－2》

土地利用事業にて必要な緑地面積である約2,485㎡については、「建設工事の事業範囲内（図2－2参照）」にて定めた敷地の範囲内で確保するものとしてください。なお、本市の敷地造成工事にて施工する事業敷地西側の法枠工内については、本市にて種子吹付を行うため、緑地面積に算入することが可能です。ただし、緑地面積を算定する際は、法枠等のコンクリート構造物の面積を控除する必要があります。

#### ○工場立地法における緑化範囲（想定） 《図4－6、資4－3、資4－4》

工場立地法の届出に際し、生産施設面積率及び緑地面積率・環境施設面積率の規定を満たす必要があります。

##### 生産施設面積率

業種別に、環境負荷の程度及び敷地利用の実態等を勘案して、工場敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限が、30～65%の7段階の区分で定められています。本市のごみ焼却施設は、第四種の電気供給業に該当することから、生産施設面積を50%以下とする必要があります。

### 緑地面積率・環境施設面積率

特定工場は、全ての業種に共通して、工場敷地面積に対して一定の割合の緑地等を設ける必要があります。本市の条例にて緑地面積率・環境施設面積率を定めていることから、緑地面積率については15%以上、環境施設面積率は20%以上となるよう、緑地や環境施設の検討をお願い致します。

工場立地法における敷地については、建築基準法の敷地と同一とすることが一般的ですが、本市の場合では、図4-5のとおり、事業範囲の外側の山についても算入することが可能です。ただし、事業範囲の外側の山を環境施設面積率として算入する場合は、その条件として、樹木の管理を適切に行うとともに、当該算入範囲を明確にすることが必要となります。そのため、工場立地法の環境施設面積率に算入する緑地の樹木については、適切に管理を行うものとし、また、環境施設面積率として算入する範囲については、その範囲を明確にするため、座標値等に関する資料を作成するものとし、

※詳細は、資4-3及び資4-4をご確認ください。

### ○計画平面図（想定）の詳細図 ≪図4-7、図4-8、資4-5≫

図4-7は、計画平面図（想定）における進入道路周辺の詳細図です。本市が想定した計画平面図（想定）に基づく水路や擁壁の整備を行う必要はありませんが、施設配置計画を行う際は、以下の事項に配慮するものとして下さい。

#### ●項目① … 進入道路入口位置の検討

進入道路の位置、幅員、車線数、歩道の有無等について検討をお願い致します。計画平面図（想定）では、幅員を約17mとしており、その構成は車道4.0m（3車線）、路肩0.5m（両側）、歩道2.0m（両側）です。

#### ●項目② … 進入道路全体の線形・幅員の検討

進入道路の線形については、直線とするだけでなく、自由に設計が可能です。

#### ●項目③ … 進入道路南側（余熱利用施設整備エリア側）の擁壁

進入道路の線形に合わせて、擁壁を設置する場合は「沼津市新中間処理施設等に関する整備基本コンセプト」のパス図を参考に、必要な高さ、形状等で計画するものとして下さい。その際、擁壁のデザインや高さについては、本市の造成工事で施工する大型ブロックと同種の化粧型枠を用いるとともに、進入道路の左右で擁壁の高さを合せる等、景観への最大限の配慮をお願い致します。

なお、大型ブロックの外観及び対応する化粧型枠については、資4-5をご確認ください。

●項目④ … 進入道路路北側（新中間処理施設整備エリア側）の擁壁

新中間処理施設整備エリア側の擁壁については、進入道路の線形に合わせ、擁壁を設置してください。その際、項目③と同様に景観に最大限配慮したものとして下さい。

●項目⑤ … 仮設水路（土側溝）の本設

進入道路周辺の排水については、調整池 A へ導水する計画ですが、進入道路の線形、位置等については事業者提案範囲となるため、本市の造成工事にて本設は行いません。このため、一部の区間については土側溝により、暫定整備を行いますので、進入道路の計画に合わせ、本設をお願いします。

●項目⑥ … 敷地南側境界部の暗渠排水管

敷地南側の境界部には、区域外の雨水の排水のための暗渠排水管を設置しています。配置計画に支障をきたす場合は、必要に応じて仮設等で切回しを行ってください。

●項目⑦ … 現清掃プラントの敷地境界

現清掃プラントの進入道路は、新施設の稼働までの間、供用を続ける必要があります。施設を整備するにあたっては、「沼津市新中間処理施設等に関する整備エリア基本コンセプト」のパス図に基づき造成計画を策定するとともに、既存の進入道路が常時使用可能となるよう、十分に配慮して下さい。

●項目⑧ … 市道との合流部の安全対策

進入道路と市道との合流部については、「止まれ」の路面表示、停止線の設置を行うとともに、ゼブラ帯を設けて進入時の幅員を絞る等、安全対策をお願いします。本事項につきましては、道路交通法に基づくものではありませんが、施工の際は、予め、警察との協議が必要となります。

●項目⑨ … 市道との擦り付けと横断指導線

進入道路と市道の合流部には、歩道が設置されていますので、進入道路内に設置する歩道と、市道内の歩道の摩り付けをお願いします。併せて、進入道路と市道の合流部には横断指導線の設置をお願いします。本事項につきましては、道路交通法に基づくものではありませんが、施工の際は、予め、警察と協議を行うとともに、本市の道路管理課との協議が必要となります。

○調整池 A 周辺の詳細図<<図 4 - 9 >>

調整池については、本市の造成工事にて設置するものですが、その維持管理については、運営管理業務内で行うものとします。調整池の浚渫等については、調整池西側の進入道路に大型吸引車を配置し、そこから吸引することによる清掃を想定しています。調整池周辺は、本市の

造成工事にて施工しますが、以下の項目①～⑤に関して検討を行ってください。項目の番号は、図4－8の箇所①～⑤に対応しています。

●項目① … 北側進入道路内の舗装

進入道路は、本市で水路や擁壁の設置を行いますが、舗装は行わないため、事業者にてアスファルト舗装等をお願いします。

●項目② … 進入道路西側の擁壁及び法面

進入道路西側については、本市の造成工事にて重力式擁壁の施工を行いますが、進入道路と建設敷地との摩り付け部については、法面での仕上げとしますので、必要に応じ、擁壁を設置するものとします。

●項目③ … 階段の設置について

本市の造成工事にて、本市職員用の階段を設置します。そのため各施設と本市収集車両用駐車場との歩行者動線についてご検討ください。

●項目④ … ガードレールの設置について

当該進入道路については、調整池に車両が転落することを防止するため、ガードレールを設置するものとします。また、歩行者が調整池へ侵入しないよう、併せてフェンスを設置するものとします。なお、調整池の擁壁の天端にフェンスを設置することは可能ですが、ガードレールについては設置できないため、進入道路内にガードレールを設置する必要があります。

●項目⑤ … 調整池と市道 0245 号線の間敷地

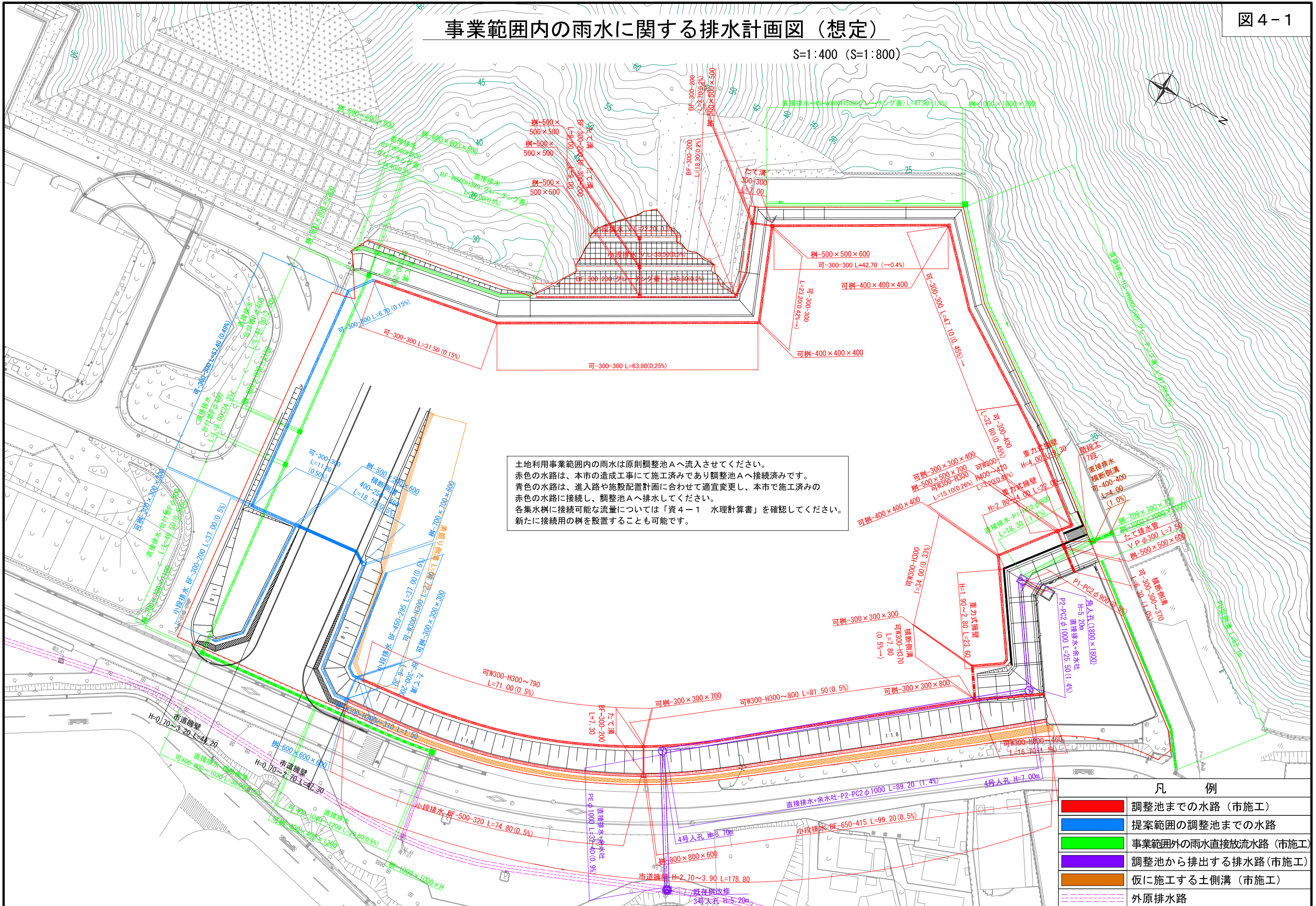
調整池と市道 0245 号線の間については、宅盤高さ異なる高さの土地が生じます。この範囲について、利活用することが可能ですが、事業範囲から除くことも可能とします。事業範囲から除く場合、添付資料 2 で示した「建設工事の事業範囲」「管理運営業務の事業範囲」から、当該範囲を除くとともに、本市にて管理を行うものとします。

また、「土地利用事業の事業範囲」からも除くことが可能ですが、その際は、事業者にて変更申請に関する資料を作成していただいた上で、本市にて土地利用事業の変更申請を行います。

当該箇所は、調整池への導水が不可能であることから、区域内の雨水の直接放流面積に算入していますので、当該範囲を事業範囲から除くことにより、別の範囲を直接放流面積に算入することが可能です。

事業範囲内の雨水に関する排水計画図（想定）

S=1:400 (S=1:800)

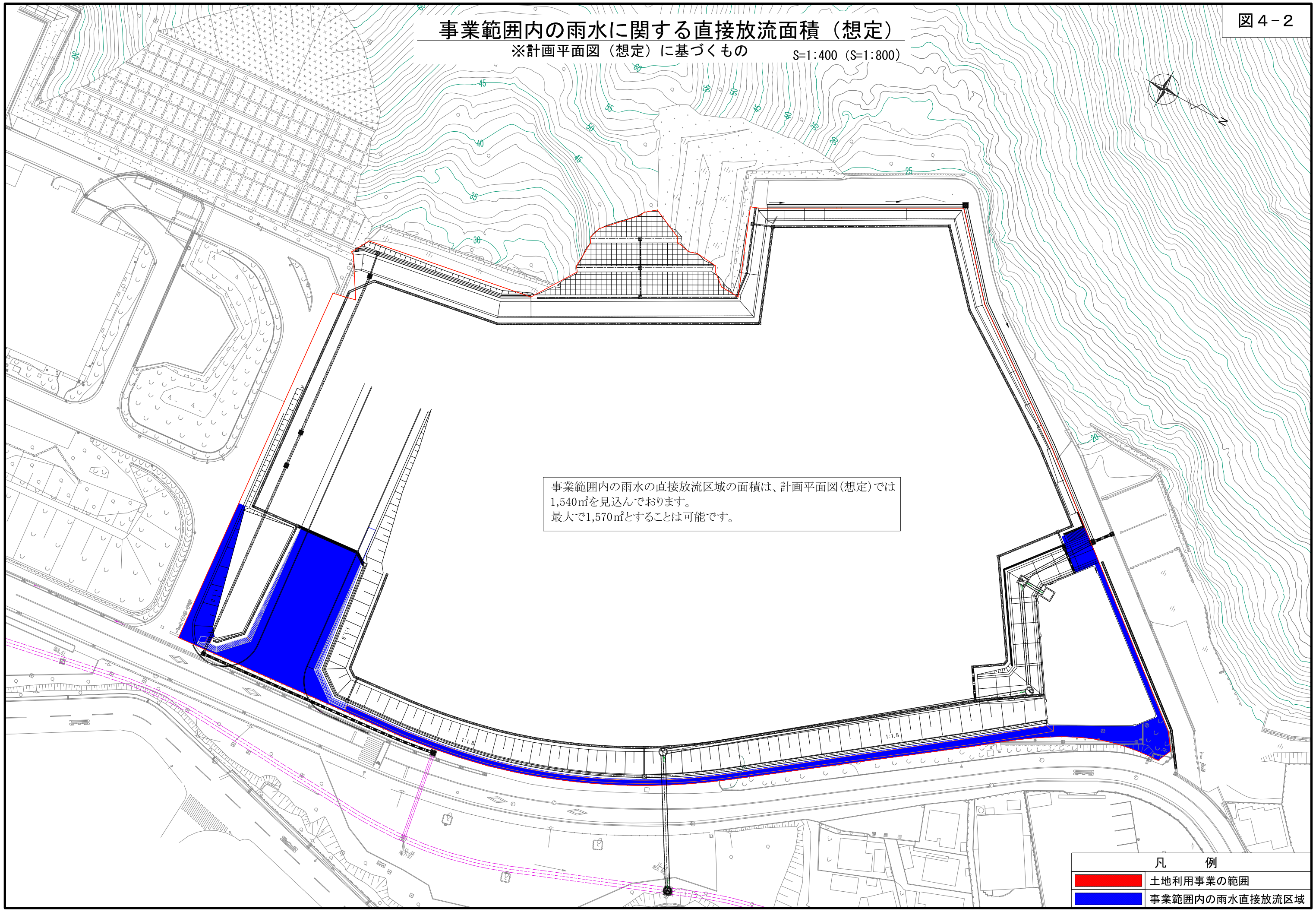


土地利用事業範囲内の雨水は原則調整池Aへ流入させていただきます。  
 赤色の水路は、本市の造成工事にて施工済みであり調整池Aへ接続済みです。  
 青色の水路は、進入路や施設配置計画に合わせて適宜変更し、本市で施工済みの赤色の水路に接続し、調整池Aへ排水してください。  
 各集水樹に接続可能な流量については「資4-1 水理計算書」を確認してください。  
 新たに接続用の樹を設置することも可能です。

凡 例	
<span style="color: red;">■</span>	調整池までの水路（市施工）
<span style="color: blue;">■</span>	提案範囲の調整池までの水路
<span style="color: green;">■</span>	事業範囲外の雨水直接放流水路（市施工）
<span style="color: purple;">■</span>	調整池から排出する排水路（市施工）
<span style="color: orange;">■</span>	仮に施工する土側溝（市施工）
<span style="color: gray;">---</span>	外原排水路

### 事業範囲内の雨水に関する直接放流面積（想定）

※計画平面図（想定）に基づくもの S=1:400 (S=1:800)

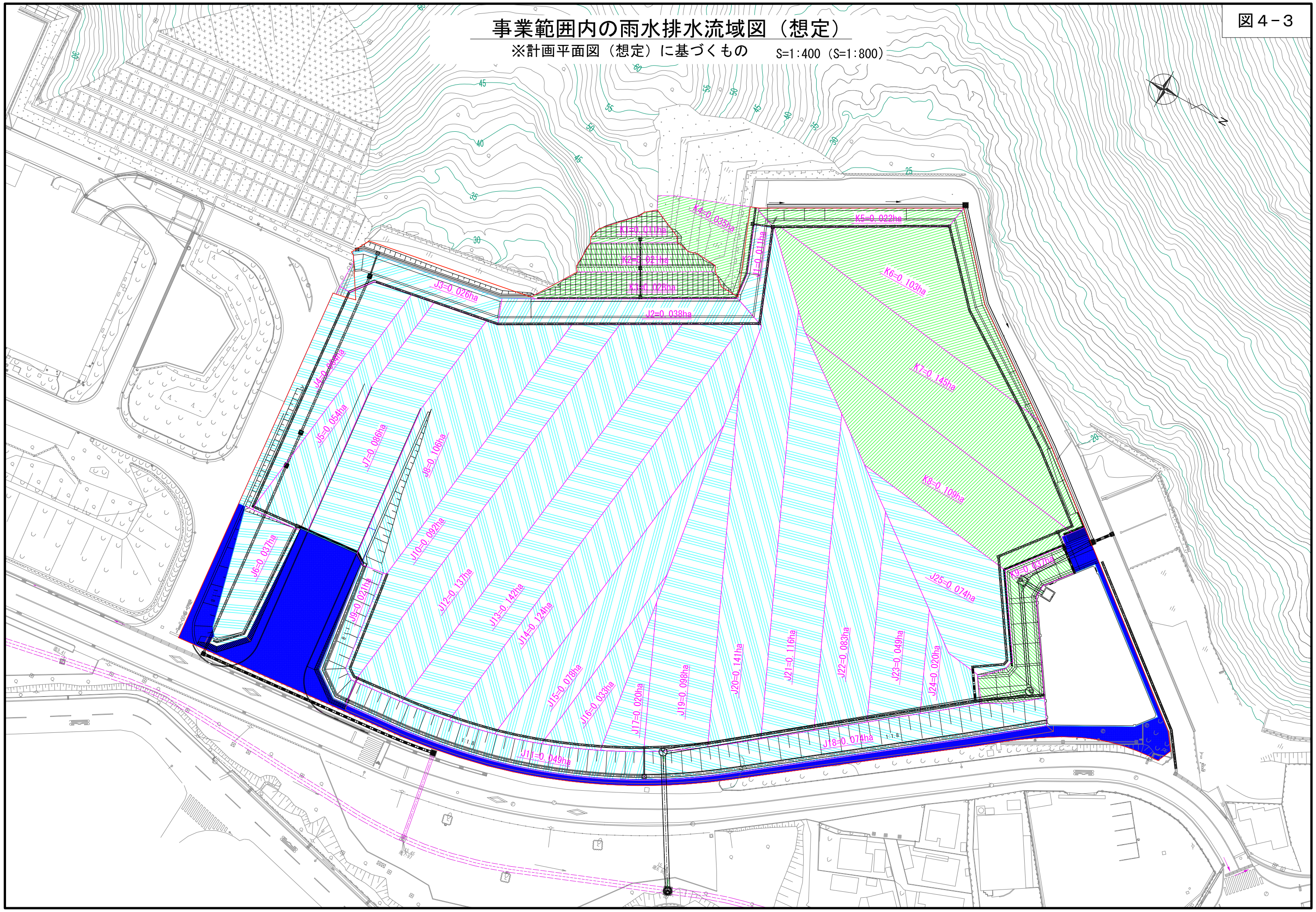


事業範囲内の雨水の直接放流区域の面積は、計画平面図(想定)では1,540㎡を見込んでおります。最大で1,570㎡とすることは可能です。

凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red; border:1px solid black;"></span>	土地利用事業の範囲
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:blue; border:1px solid black;"></span>	事業範囲内の雨水直接放流区域

### 事業範囲内の雨水排水流域図（想定）

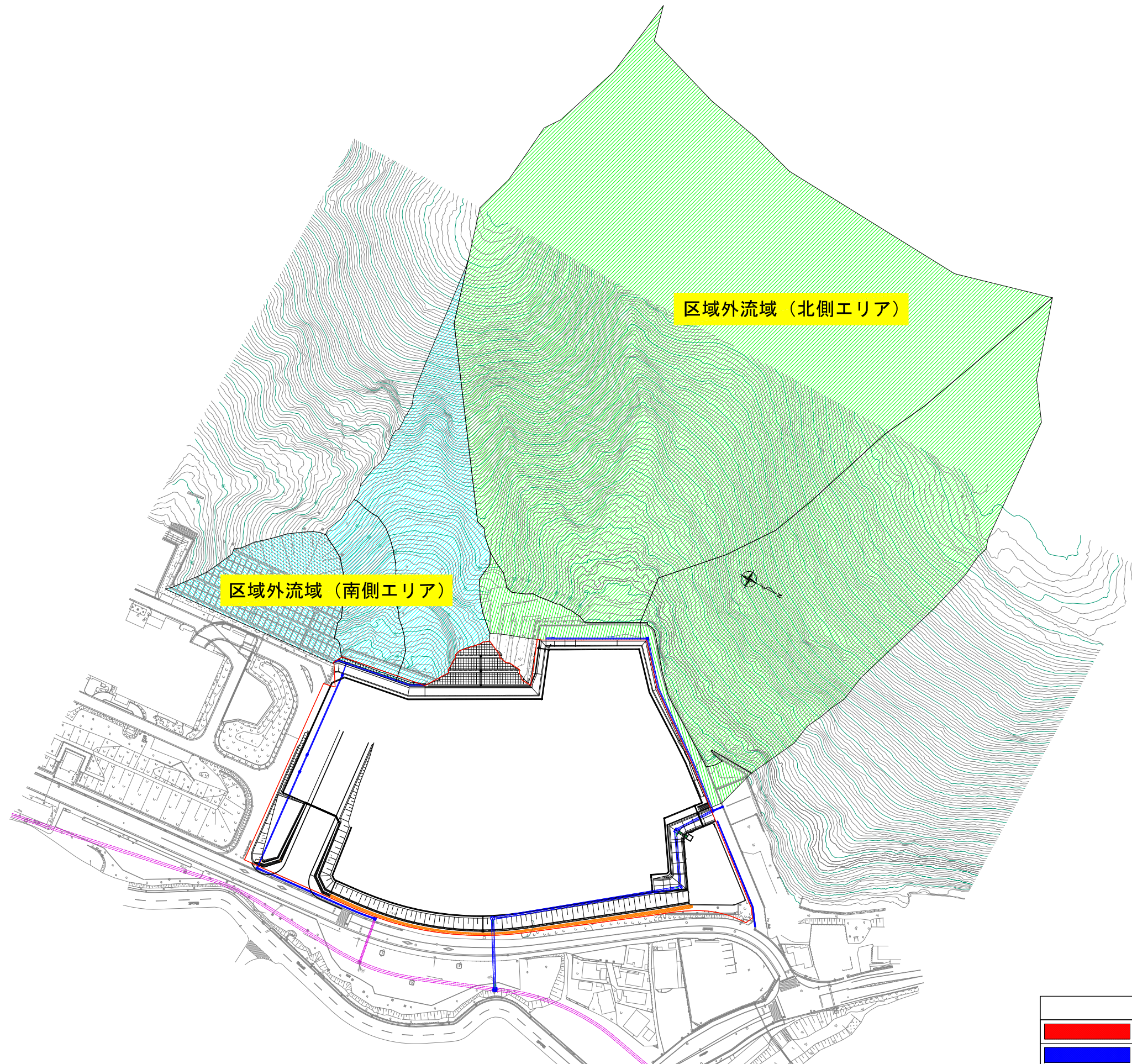
※計画平面図（想定）に基づくもの S=1:400 (S=1:800)







# 事業範囲外の雨水に関する排水計画図

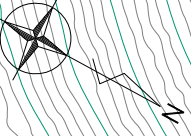
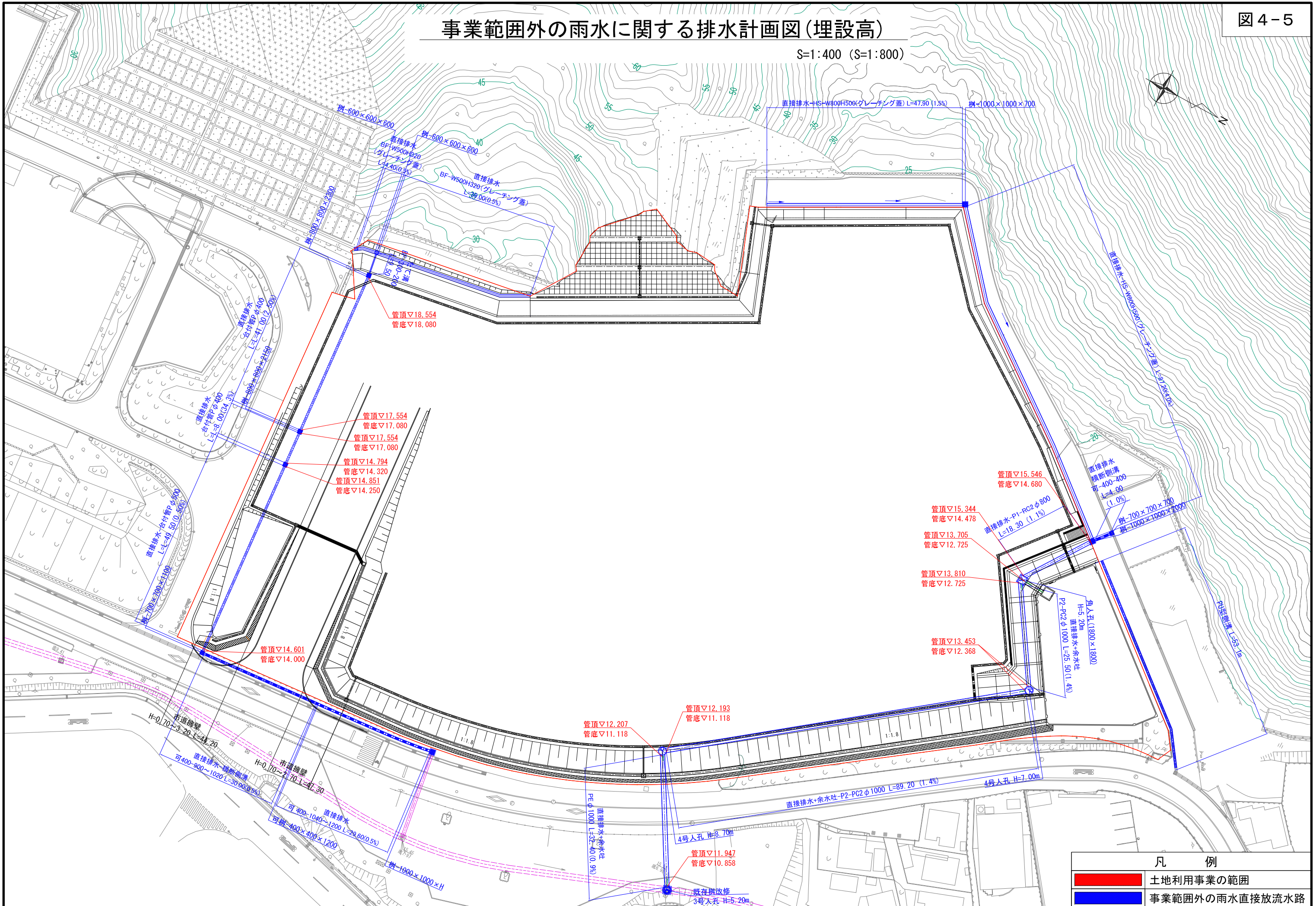
S=1:1000 (S=1:2000)



凡 例	
	土地利用事業の範囲
	事業範囲外の雨水直接放流水路

# 事業範囲外の雨水に関する排水計画図(埋設高)

S=1:400 (S=1:800)

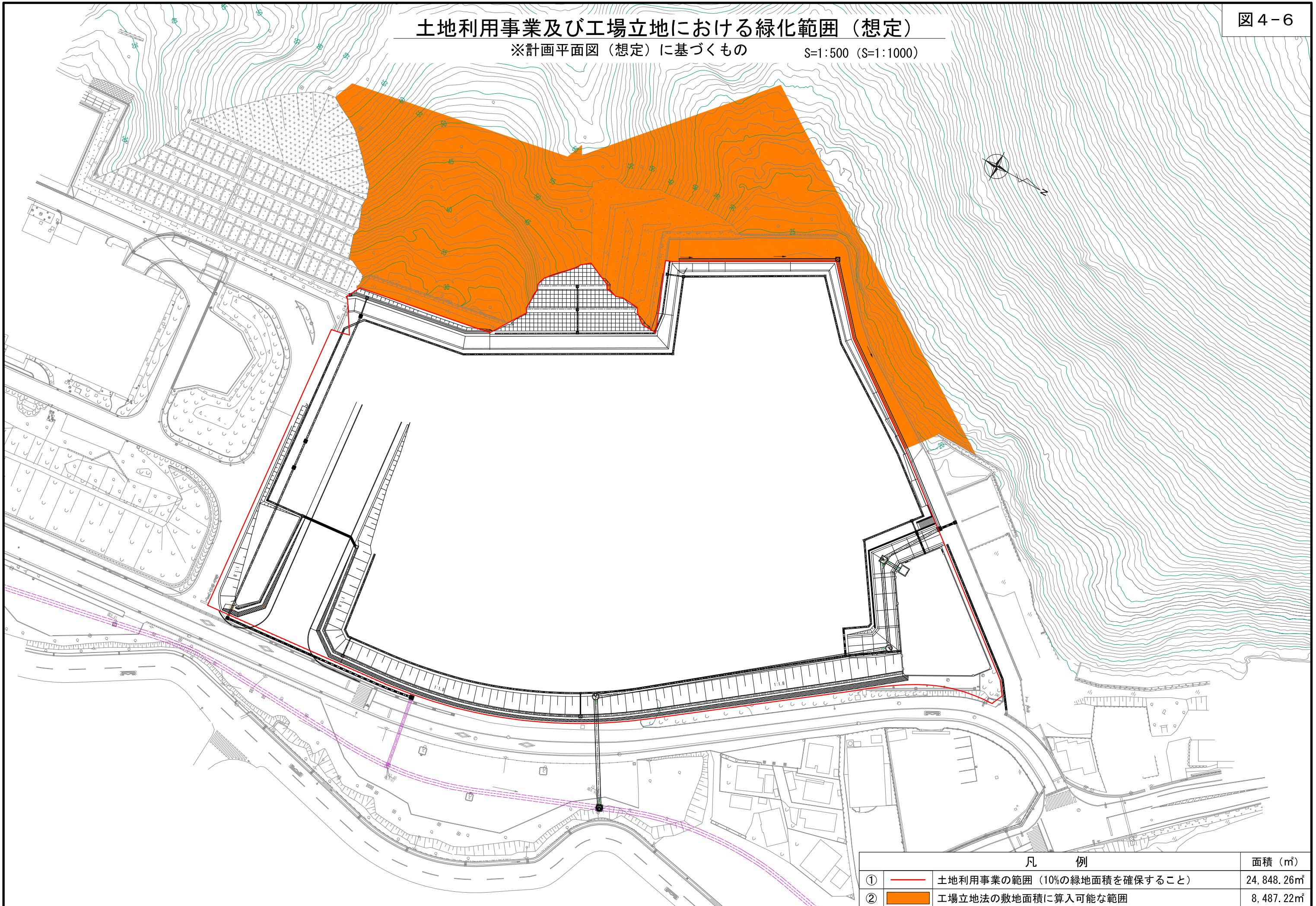


凡 例	
<span style="color: red;">▭</span>	土地利用事業の範囲
<span style="color: blue;">▭</span>	事業範囲外の雨水直接放流水路

# 土地利用事業及び工場立地における緑化範囲（想定）

※計画平面図（想定）に基づくもの

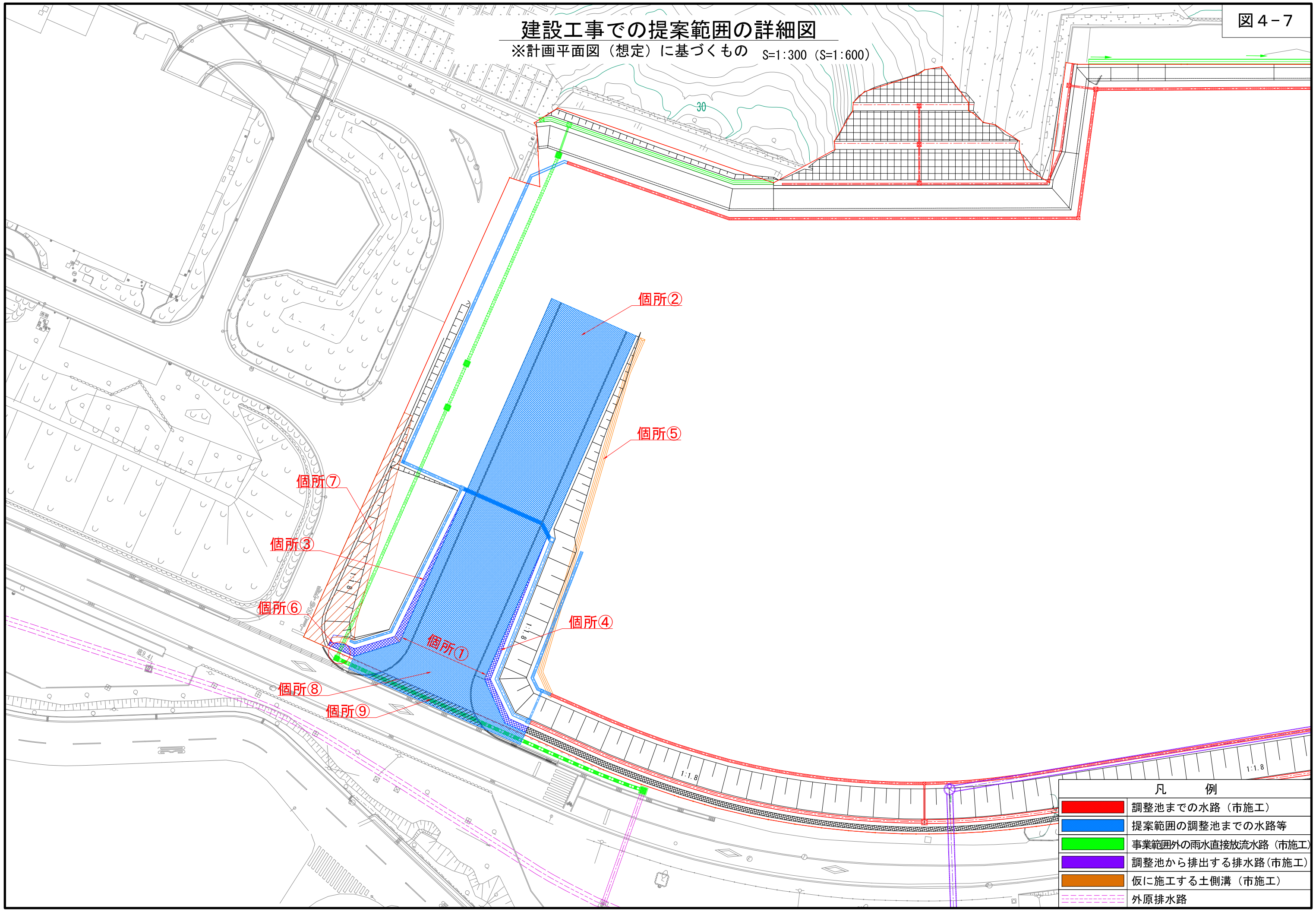
S=1:500 (S=1:1000)





凡 例		面積 (㎡)
①	— 土地利用事業の範囲 (10%の緑地面積を確保すること)	24,848.26㎡
②	■ 工場立地法の敷地面積に算入可能な範囲	8,487.22㎡

### 建設工事での提案範囲の詳細図

※計画平面図（想定）に基づくもの S=1:300 (S=1:600)



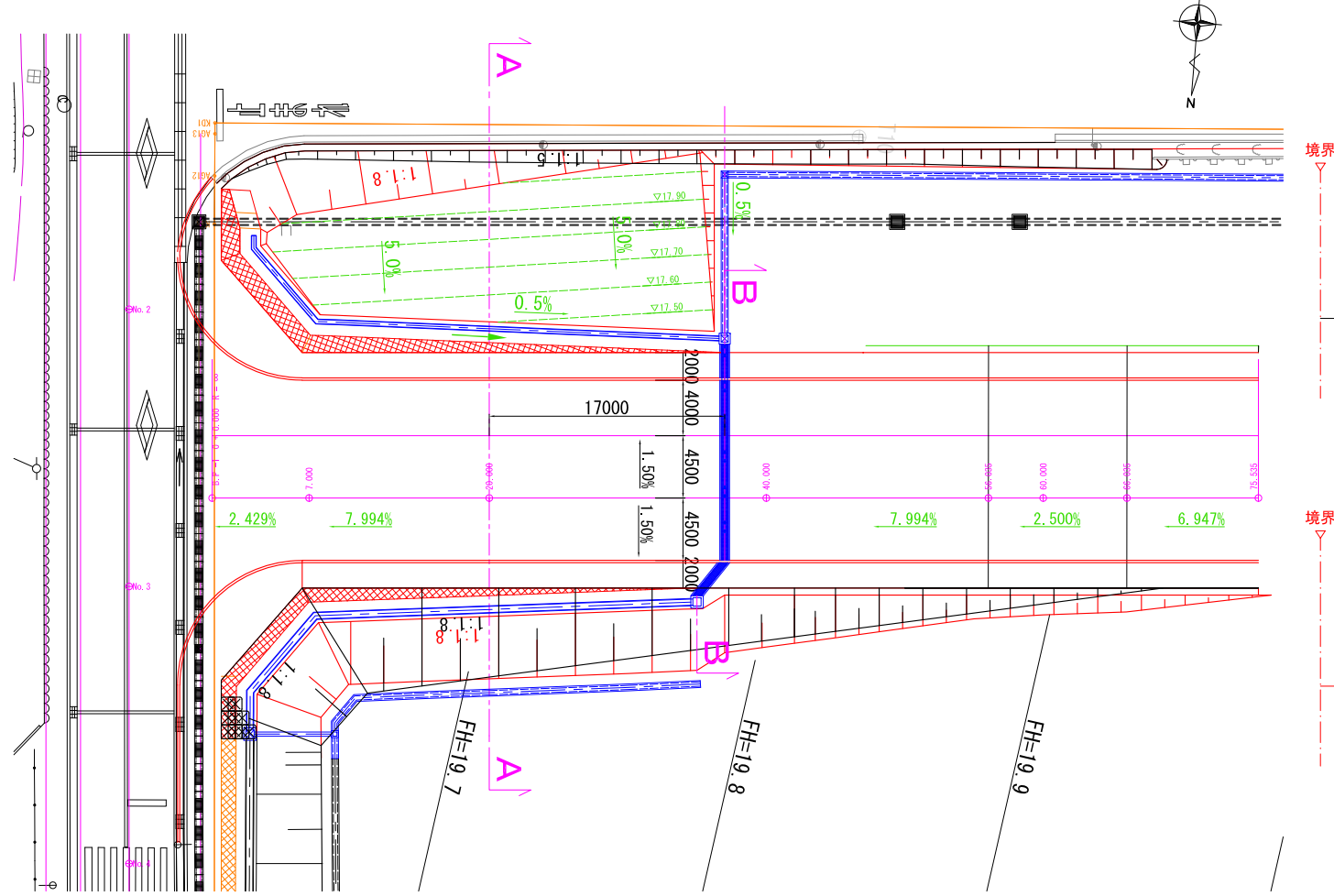
凡 例	
	調整池までの水路（市施工）
	提案範囲の調整池までの水路等
	事業範囲外の雨水直接放流水路（市施工）
	調整池から排出する排水路（市施工）
	仮に施工する土側溝（市施工）
	外原排水路

# 本市で想定した進入路の計画

※計画平面図（想定）に基づくもの

平面図

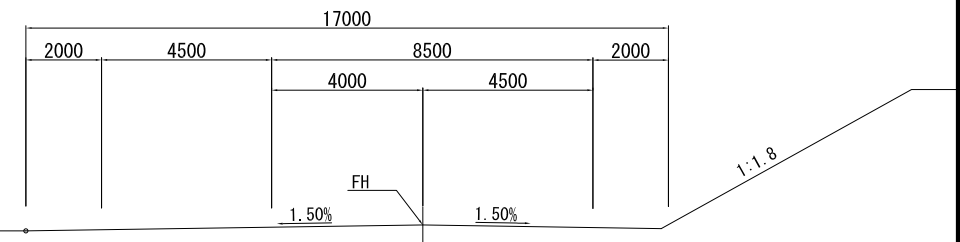
S=1:250 (S=1:500)



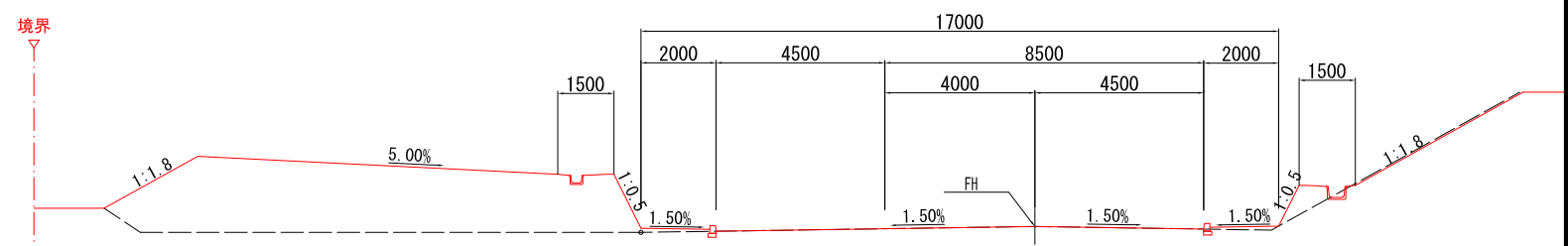
断面図

S=1:100 (S=1:200)

横断面図 (A-A)  
引き渡し時

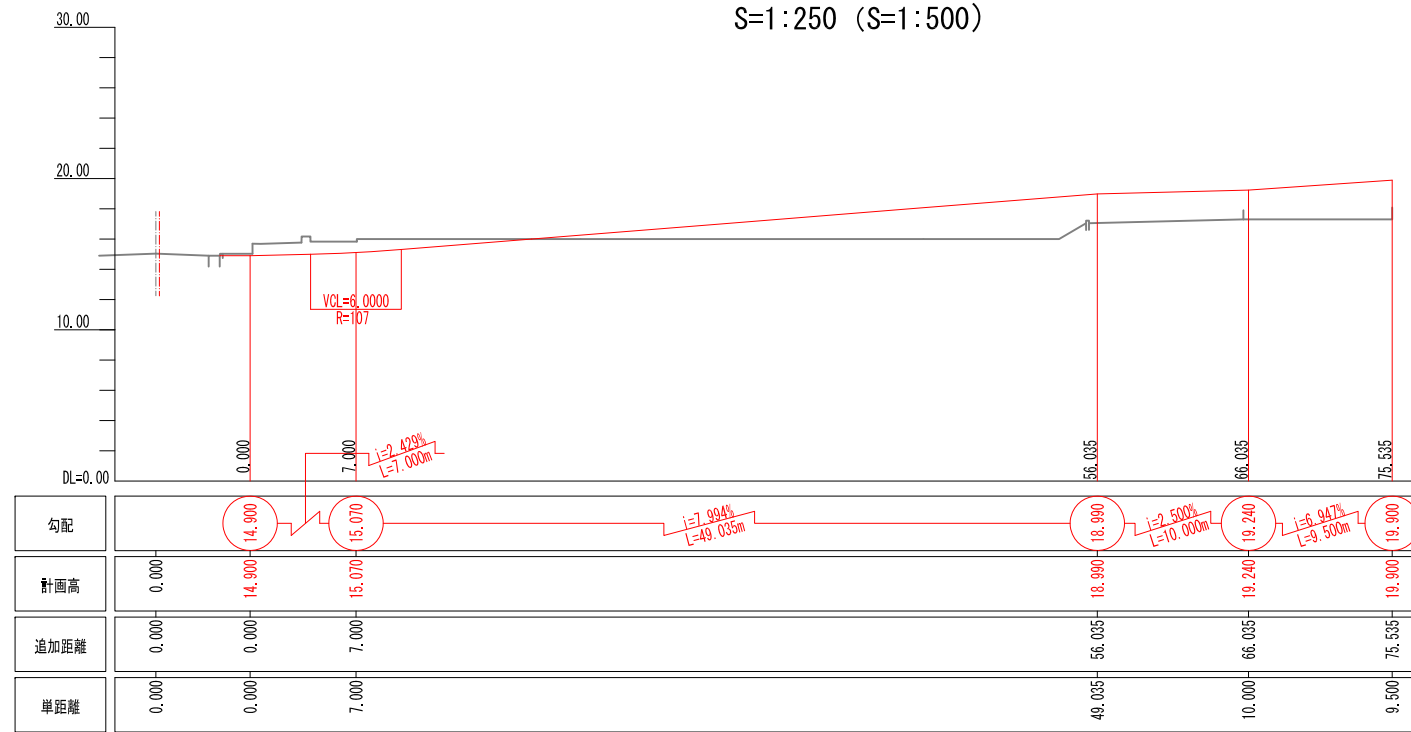


横断面図 (A-A)  
計画平面図 (想定) に基づくもの



縦断図

S=1:250 (S=1:500)



# 調整池 A 周辺の詳細について

S=1:150 (S=1:300)

